
平成27年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第2日)

平成27年3月9日 (月曜日)

議事日程 (第2号)

平成27年3月9日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第1号 平成26年度築上町一般会計補正予算 (第6号) について
- 日程第2 議案第2号 平成26年度築上町霊園事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第3 議案第3号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第5号) について
- 日程第4 議案第4号 平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第5 議案第5号 平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第6 議案第6号 平成27年度築上町一般会計予算について
- 日程第7 議案第7号 平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 平成27年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 平成27年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第11号 平成27年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第12号 平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第13号 平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第14号 平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第15号 平成27年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第16号 平成27年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第17号 平成27年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第18 議案第18号 築上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

- 日程第21 議案第21号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 築上町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第24号 築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 築上町放課後児童クラブ室条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第26号 築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第28号 築上町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第29号 築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第30号 築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第31号 船迫窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第32号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第33号 築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第34号 新町建設計画の変更について
- 日程第35 議案第37号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第39号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第40号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第39 議案第41号 築上町教育委員会委員の任命について
- (追加分)
- 日程第40 議案第42号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第41 議案第43号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第42 発議第1号 築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第43 発議第2号 温故知新・中津街道保存整備に関する決議(案)について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成26年度築上町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第2 議案第2号 平成26年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第3号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第4 議案第4号 平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第5号 平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第6号 平成27年度築上町一般会計予算について
- 日程第7 議案第7号 平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 平成27年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 平成27年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第11号 平成27年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第12号 平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第13号 平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第14号 平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第15号 平成27年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第16号 平成27年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第17号 平成27年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第18 議案第18号 築上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 築上町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

- 日程第24 議案第24号 築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第25 議案第25号 築上町放課後児童クラブ室条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第26号 築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第28号 築上町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第29号 築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第30号 築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第31号 船迫窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第32号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第33号 築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第34 議案第34号 新町建設計画の変更について
- 日程第35 議案第37号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第39号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第40号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第39 議案第41号 築上町教育委員会委員の任命について
- (追加分)
- 日程第40 議案第42号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第41 議案第43号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第42 発議第1号 築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第43 発議第2号 温故知新・中津街道保存整備に関する決議(案)について

出席議員(15名)

1番	工藤 政由君	2番	小林 和政君
3番	宮下 久雄君	4番	西畑イツミ君
5番	西口 周治君	6番	塩田 昌生君
8番	丸山 年弘君	9番	吉元 成一君
10番	武道 修司君	11番	塩田 文男君
12番	工藤 久司君	13番	中島 英夫君

14番 田原 宗憲君

15番 信田 博見君

16番 田村 兼光君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君

係長 脇山千賀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	新川 久三君	副町長	……………	八野 紘海君
教育長	……………	進 俊郎君			
会計管理者兼会計課長	……………				麦田 厚子君
総務課長	……………	則行 一松君	財政課長	……………	八野 繁博君
企画振興課長	……………	渡邊 義治君	人権課長	……………	金井 泉君
税務課長	……………	神崎 一浩君	住民課長	……………	加藤 秀隆君
福祉課長	……………	平塚 晴夫君	産業課長	……………	田村 啓二君
建設課長	……………	平尾 達弥君	都市政策課長	……………	久保 和明君
上水道課長	……………	加來 泰君	下水道課長	……………	古田 和由君
総合管理課長	……………	松田 洋一君	環境課長	……………	進 信博君
農業委員会事務局係長	……………				武道 博君
商工課長	……………	中野 康弘君	学校教育課長	……………	繁永 和博君
生涯学習課長	……………	宮尾 孝好君	監査事務局長	……………	永野 隆信君

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第1号

○議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第1号平成26年度築上町一般会計予算（第6号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 議案第1号の11ページ、2款1項6目の企画費、1節に総合戦略策定検討委員会及び計画策定業務委託料が上がっております。その内容の説明をお願いします。

それから、17ページ、19節負担金、商品券販売事業助成金1,500万円の説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 渡邊企画課長。

○企画振興課長（渡邊 義治君） 企画振興課の渡邊です。11ページの2款1項6目企画費の1節報酬、総合戦略策定検討委員会委員報酬36万円でございます。本件につきましては、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき作成することになります総合戦略及び地方人口ビジョンの策定に係る予算でございます。

策定に当たりましては、広く関係者から意見を聴取せよということでございますので、委員会を17名以内の委員を選定して策定に当たろうということでございます。内訳につきましては、有識者、学識と、あと関係団体、商工会、観光会、自治会長会、それから金融関係、それから保育子育て教育委員会、それから町議会というようところで構成を考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） いいですか。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） もう一つ。

○議長（田村 兼光君） 中野商工課長。

○商工課長（中野 康弘君） 商工課の中野でございます。ただいまの御質問17ページの負担金補助金及び交付金と申しますのは、商品券のプレミアム販売事業の助成金の御質問でございましょうか。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） プレミアムじゃなくて、商品券販売事業の助成金ですが。

○議長（田村 兼光君） 田村産業課長。

○産業課長（田村 啓二君） 産業課の田村でございます。17ページ、19節商品券販売事業助成金の件でございましょうか。3,300万円。

この内容は、先ほど企画課長が申しましたように、今回の政府の臨時交付金の中の地域住民生活等緊急支援事業、その中での消費喚起生活支援事業に当たる分でございます。この補助金の内訳といたしまして、現在想定している内容といたしましては、商品券そのものに対するプレミア

ム補助を2,500万円、この商品券発行その他事務決算等にかかわる運営補助を800万円想定してございます。計3,300万円でございます。

この中身につきましては、今後関係者と協議をいたしておりますが、現在の想定といたしましては地元農林水産物を主に店舗で販売している事業者で、わかりやすく言いますと、築上町には直売所と言われるものが、現在6店舗ございます。この6店舗を対象にして地元農林水産物の販売を促進して、地元消費の喚起を行うために商品券を発売していこうというものでございます。

現在、想定しているプレミアム率は20%を想定してございます。要するにわかりやすく言いますと、1,000円の商品券を、ちょっと単位が別ですけれども、1,000円の商品券を買っていただくと200円上乗せをすると補助金で、2,500万円補助金を想定していますので、発行総額といたしましては1億1,500万円の商品券に対して発行していただいて、それに対して2,500万円の上乗せをしていこうという想定でございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 企画課長、総合戦略の計画策定業務委託料について、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 渡邊企画課長。

○企画振興課長（渡邊 義治君） 企画振興課渡邊です。申しわけありません。

業務委託料941万8,000円を計上しております。これは人口ビジョン等総合戦略、これ別々につくります。それに多大な労力等が要するというので、専門知識も若干必要ということで業務委託を行うところです。財源といたしましては、先ほど国の補正予算がありましたけれども、地方創生先行型という枠がございまして、これが1,000万円交付されるということですので、この経費を充てるように考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。中島議員。

○議員（13番 中島 英夫君） 既に私の聞きたいところの一部分は、先ほど西畑議員のほうから質問をして回答を得ておるようでございますけれども、私も7ページの歳入、これいろいろ言われておりましたけれども、地方創生の関係で7,925万円という予算が計上されております。

これに対して、企画課長が企画費で今説明がありました。それから2人の課長からも説明がありましたけれども、それではどのような予算を、この歳出のほうでわからない点が多いんですね。ちょっと私も時間をかけていろいろ組み合わせも考えて、関連するような科目のところですと拾ってやりました。しかし、合いません。

ですから、ふるさと創生で幾らどこに、どのように配分したということをわかりやすく説明し

てほしいのですよ。これ17ページも言われましたので、私もあえて言いませんけれども、わかりやすく理解ができるように説明をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 先ほど中島議員のほうからお尋ねの、今回の地域住民生活等緊急支援交付金の内訳でございます。全部で7,925万円交付されており、その中で地域消費喚起・生活支援型としまして4,070万4,000円が交付され、地方創生先行型として3,854万6,000円交付されております。

その地方喚起型の分につきましては4,070万4,000円の内訳について御説明させていただきたいと思っております。予算書の17ページをご覧くださいと思います。

7款1項6目の中の19節に商品券プレミアム事業助成金1,535万円、これにつきましては商工課の関係の商品券でございます。これにつきましては事業費総額1,535万円のうち、交付金を960万円充当しております。

それとは別に、同じく17ページ、商品券販売事業これにつきましては、産業課の関係のプレミアム商品券でございますけれども、総事業費が3,317万3,000円のうち、交付金を3,110万4,000円が出ております。内訳としましては、旅費が7万3,000円、消耗品費が10万円、商品券販売事業補助金として3,300万円充当しております。

続きまして、地方創生先行型の3,854万6,000円の分でございます。これは企画振興課の関係でございます。人口ビジョン総合策定事業にかかる分でございます。これにつきましては、先ほど企画のほうから説明であっておりますけれども、ページ11ページをご覧くださいと思います。

この中の、2款1項6目企画費、これが全てその関係に充当されている事業でございます。委員報酬、費用弁償、旅費、消耗品費、食糧費、それと業務委託料、この関係が全て人口ビジョンの関係の策定経費として充当されておるものでございます。

それと、あと先ほどもお話しに出てきました総合支援事業の関係です。ページ、17ページをご覧くださいと思います。

これにつきましては、事業費総額1,500万円、交付金の1,400万円充当しております。これにつきましては総合支援事業として1,500万円そのまま計上しておるものでございます。

それから、同じく17ページの観光振興事業としまして総事業費1,053万5,000円、交付金を800万円充当しております。この中の内訳としましては、旅費が33万5,000円、消耗品費40万円、印刷製本費30万円、それとここに予算書に書いていますけど、マスコットキャラクター関連用品作成委託料が150万円、それと観光プロモーションビデオ作成委託料800万円、これをこの事業で充当しております。

あと、農産物販売促進事業としまして、ページ15ページをご覧いただきたいと思います。

これにつきましては、総事業費が700万円、交付金を654万6,000円充当しております。これにつきましては、予算書に出ております農産物販売促進事業補助金700万円だけです。これだけの事業でございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） いいですか。中島議員。

○議員（13番 中島 英夫君） 特にわからなかった、今、財政担当課長の説明でおおよその理解、アウトラインはわかりましたけれども。

この15ページの700万円、物品販売の、産業課長はこの問題について、17ページのこの700万円の説明があれば、もう大体わかっておったんです。どうもいろいろずっと各関連するところをずっと追って、調べたんです。私もここに記録をみんなしておりますけれども、なかなかわからなかったということで、一般質問でも触れることにしておりますので、これでやめておきますけれども、もう少しわかりやすい説明を事前に初日の日でも総務課長とか、また町長が触れておれば、こんなことを質問しないでよかったんですけれども、関連資料をいただいておりますので、私も今度記録をしているんですけれども、もう少しわかりやすく地方創生の問題については、もう少しわかりやすく説明をしてほしかったということです。もうやめておきます。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 今の15ページなんですけれども、農産物販売促進事業補助金、これと商品券とリンクさせているような答弁がありました。ちょっとこれを詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 田村産業課長。

○産業課長（田村 啓二君） 産業課田村でございます。ただいまの御質問の農産物販売促進事業補助金でございますが、先ほど財政課長から説明がありましたように、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金事業のうち、地方創生先行型事業の分でございます。中身につきましては700万円の用途でございますが、地元の生産者団体並びに農業生産法人を対象にいたしまして、要するに町内・町外での販売促進イベント及び販売促進活動に対する経費の助成を想定しております。

27年度でこれは繰り越して使用するというので前提でございますが、域内ではいわゆる地元農産物の販売促進イベントが数多く開催をされる予定となっております。その販売促進のイベントに対する助成金、それから域外での、特に北九州市の小倉におきまして地元農産物の販売を、26年度から始めたばかりでございます。これに対する販売促進に関する経費を助成金として交付するという想定で700万円計上してございます。

この中身につきましては、先ほど言ったとおりですが、その生産者団体及び農業生産法人を対象として、今回の交付金を積極的に活用して農産品の販売を促進をするという目的で、計上させていただいている内容でございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 17ページ、13節の委託料、マスコットキャラクター関連用品という中身と、その下の観光プロモーション作成委託料というのをちょっとお尋ねします。

○議長（田村 兼光君） 中野商工課長。

○商工課長（中野 康弘君） 商工課中野でございます。ただいま御質問のありました件でございますが、これも同じようにこの交付金を使用するものでございます。この交付金の中には、大きく2つの柱がございまして、1つが先ほどから申し上げております地域消費喚起、それから生活支援型というもの、これはプレミアム商品券、あるいはふるさと商品券などが該当します。

そして、もう一つの柱でございますけれども地方創生先行型、このブロックにつきましては、地方総合戦略版、企画課が今回策定いたしますけれども、この中にある優良施策の実施に対して国が支援をするというものでございます。例えばメニューとしまして地域の仕事支援、それから創業支援、観光振興事業、それからIターン・Jターン・Uターンそういった事業の支援、これらがメニューとして挙がっております。

ここで委託料、マスコットキャラクター関連用品の作成でございますけれども、この地方先行型の観光振興事業、これを利用いたしまして町には今マスコットキャラクター「築上（きずきのぼる）」がございまして、観光協会のもう一つのマスコットキャラクター「ちくま」というのがございます。「ちくま」の着ぐるみを今回つくりたいと思っております。「築上（きずきのぼる）」とコラボいたしまして、イベントそのほか町のPRに盛り上げていきたいということで、今回計上させていただきました。

それと、観光プロモーションビデオでございますが、東九州自動車道が開通いたしまして、北九州空港から別府、大分、宮崎と、その間にある市町村につきましては、余り利用されないで沈んでいくと、そういうような懸念がございますので、ぜひとも築上町のイベント、祭り、それから風景、四季折々のいいところ、そういったものをプロモーションビデオにしてPRに役立てていきたいと、そういうふうに考えております。

それから、町歌、町の歌でございますけれども、町歌もつくって、町民の踊りと申しますか、そういったもののイメージビデオもあわせてつくっていきたいと。そのほかには、北九州空港での広告いろいろありますけれども、そういったものにも築上町のポスター、ビデオを掲示しながらPRに役立てて、どんどん観光客を誘致したいと、そういうふうに考えている事業でございます。

す。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第1号は、厚生文教、産業建設、総務、それぞれの常任委員会に付託します。

日程第2. 議案第2号

○議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第2号平成26年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第2号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第3. 議案第3号

○議長（田村 兼光君） 日程第3、議案第3号平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第3号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第4. 議案第4号

○議長（田村 兼光君） 日程第4、議案第4号平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第4号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第5. 議案第5号

○議長（田村 兼光君） 日程第5、議案第5号平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第6. 議案第6号

○議長（田村 兼光君） 日程第6、議案第6号平成27年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は、厚生文教、産業建設、総務、それぞれの常任委員会に付託します。

日程第7. 議案第7号

○議長（田村 兼光君） 日程第7、議案第7号平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第8. 議案第8号

○議長（田村 兼光君） 日程第8、議案第8号平成27年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第 9. 議案第 9 号

○議長（田村 兼光君） 日程第 9、議案第 9 号平成 27 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 9 号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第 10. 議案第 10 号

○議長（田村 兼光君） 日程第 10、議案第 10 号平成 27 年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 10 号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第 11. 議案第 11 号

○議長（田村 兼光君） 日程第 11、議案第 11 号平成 27 年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 11 号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第 12. 議案第 12 号

○議長（田村 兼光君） 日程第 12、議案第 12 号平成 27 年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 12 号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第13. 議案第13号

○議長（田村 兼光君） 日程第13、議案第13号平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第14. 議案第14号

○議長（田村 兼光君） 日程第14、議案第14号平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第15. 議案第15号

○議長（田村 兼光君） 日程第15、議案第15号平成27年度築上町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第16. 議案第16号

○議長（田村 兼光君） 日程第16、議案第16号平成27年度築上町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第17. 議案第17号

○議長（田村 兼光君） 日程第17、議案第17号平成27年度築上町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第18. 議案第18号

○議長（田村 兼光君） 日程第18、議案第18号築上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は、総務常任委員会に付託します。

日程第19. 議案第19号

○議長（田村 兼光君） 日程第19、議案第19号築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 議案第19号ですが、12月にこの職員の給与の関係を扱って、またなぜ今回職員給与に関する条例の一部を改正する必要があるのかの説明をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。12月に人事院勧告に基づく平成26年の適用、遡及部分とか給与表の改定、またボーナス、期末勤勉手当の支給率の改正等について、その分につきましては、26年度実施ということで12月の議会に計上させていただいております。

今回計上させていただいている部分につきましては、人事院勧告の中で給与表の改定を除きまして、平成27年度から地域手当が人勤により改正をされております。地域手当につきましては、現行10分の7を10分の10に引き上げるということで、これは第12条の2になります。

本町の適用部分につきましては、福岡市に勤務する職員が10分の7から10分10になると

ということがありますので、（「100分の7よ」と呼ぶ者あり）ああ、そうです。100分の7から100分の10です。

それと、第23条に管理職特別勤務手当というものが改正されております。この分につきましては、緊急に災害等で管理職が午前0時から午前5時まで勤務をするような場合について、管理職特別勤務手当の支給が明記されております。

それと、第28条には、12月議会で勤勉手当の支給率の変更を議案で上げさせていただいておりますが、平成27年度につきましては、6月期、12月期を統一するという事で、支給率の変更がございます。その部分を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにもございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、総務常任委員会に付託します。

日程第20. 議案第20号

○議長（田村 兼光君） 日程第20、議案第20号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、総務常任委員会に付託します。

日程第21. 議案第21号

○議長（田村 兼光君） 日程第21、議案第21号築上町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、総務常任委員会に付託します。

日程第22. 議案第22号

○議長（田村 兼光君） 日程第22、議案第22号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条

例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 2 2 号は、総務常任委員会に付託します。

日程第 2 3. 議案第 2 3 号

○議長（田村 兼光君） 日程第 2 3、議案第 2 3 号築上町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。西畑議員。

○議員（4 番 西畑イツミ君） 議案第 2 3 号ですが、なぜ教育長の勤務時間、休暇等を特別に条例化しないといけないのか、説明をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） この分につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が 4 月から一部改正されております。それに伴いまして、教育長の勤務時間、休日、休暇等に必要な事項を今回定めるものでございます。

○議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 2 3 号は、総務常任委員会に付託します。

日程第 2 4. 議案第 2 4 号

○議長（田村 兼光君） 日程第 2 4、議案第 2 4 号築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 2 4 号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第 2 5. 議案第 2 5 号

○議長（田村 兼光君） 日程第 2 5、議案第 2 5 号築上町放課後児童クラブ室条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第26. 議案第26号

○議長（田村 兼光君） 日程第26、議案第26号築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第27. 議案第27号

○議長（田村 兼光君） 日程第27、議案第27号築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第28. 議案第28号

○議長（田村 兼光君） 日程第28、議案第28号築上町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第28号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第29. 議案第29号

○議長（田村 兼光君） 日程第29、議案第29号築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第29号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第30. 議案第30号

○議長（田村 兼光君） 日程第30、議案第30号築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。工藤議員。

○議員（12番 工藤 久司君） 条例の中身を見ますと、毎週木曜日、土曜日、日曜日を、木曜日のみの開館とするという変更条例だと思いますが、週1回の開館で歴史民俗資料館が機能を果たすのか。また、今後の歴史民俗資料館の構え方、展開があれば教えていただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 宮尾生涯課長。

○生涯学習課長（宮尾 孝好君） 生涯学習課、宮尾です。歴史民俗資料館におきましては、今まで木曜、土曜、日曜と週3日間開館しておりましたが、26年9月26日の歴史民俗資料館運営委員会におきまして審議いただきまして、毎年22年から25年まで、年間500名程度の利用者がございます。月に平均しますと40人の入館者が入られております。主に、古文書の会のメンバー10名がほとんどを占めております。

今後、施設の利用が進まない原因としましては、位置的に3階にある、駐車場が狭いという利便性等が考えられておりますが、今後学芸員等が常駐できないという状態になっております。

今後は、週1回だけの開館という形をとらせていただきますが、船迫窯跡の学芸員も含めまして、個別の問い合わせ等には対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第30号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第31. 議案第31号

○議長（田村 兼光君） 日程第31、議案第31号船迫窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第31号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第32. 議案第32号

○議長（田村 兼光君） 日程第32、議案第32号築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第32号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第33. 議案第33号

○議長（田村 兼光君） 日程第33、議案第33号築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第33号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第34. 議案第34号

○議長（田村 兼光君） 日程第34、議案第34号新町建設計画の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 新町建設計画の中で、こちらのほうですね、別冊のほうで16ページに人口推移の表があります。それにおきますと、平成27年度2万1,805人、32年度まではそれを推移するように頑張ってやっていると。

その方法については、人口の流出をとめ、産業振興、住宅の整備等を行って2万2,000人程度を維持することを目標とするとなっておりますが、平成26年3月の広報によりますと、1万9,544人なんですよ。

それで、1年間でこれほど上げるという方策をどのように行うのかを、ちょっと聞きたいと思えます。

○議長（田村 兼光君） 渡邊企画課長。

○企画振興課長（渡邊 義治君） 企画振興課、渡邊です。今6ページに掲載させてる人口、世帯数の推計のグラフですけど、これは当初新町建設計画を策定したときに、このような数字が設定されております。もちろん、現状とかなり乖離したところも実はございますが、今回の見直しにおきましては、この部分について見直すと相当な労力と時間、経費を要しますので、今回の見直しにおいては期間延長のみとさせていただきます。

また、人口等につきましては、27年度中に人口ビジョンを策定する必要がございますので、その中で精査してまいるということで、今回はこの部分については変更、触れてはいないというのが実情でございます。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 私財政的な面も考えたら、これは絶対加味しなきゃ、その後財政のことも全部出てますけれども、その辺が一番重要なことじゃないかなと思うんですよね。

国自体も人口は減っていくというのをわかっていることで、それで長期ビジョンを考えているようでありまして、我が町も今まで合併してから減ってないかという、ずっと減ってきているんですよね。そして、ふえてるといったら、行橋市と中津市ぐらいですか、近くだったら。

そういうふうなこれ数字のマジックなんですよ。書けば数字のトリックといいますかね、できるようにもっていくといった話、このぐらいの人口がいないと、このぐらいの収入が求められないから書いていくという、だから比例していると思うんですよ。

でも、収入は確かに合併としての順次下がっていく、収入源は下がっていくというふうを書いて、年間10%ずつ下げていっていると。だから、それはもう認めざるを得んところでしょうし、そうすれば自主財源とする住民税等がその分下がっていくのじゃないかなと。そのスライドさせながらやって、やはりこれから5年間という延長をもらったわけなんですから、その辺は厳しくしていただきたいなど。

そして、財政面におきまして、これは一般質問のほうでやりますから、もういいですわ。とにかく、今回は加味してないということですね。

○議長（田村 兼光君） もう答弁いいんか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、総務常任委員会に付託します。

日程第35. 議案第37号

○議長（田村 兼光君） 日程第35、議案第37号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第36. 議案第38号

○議長（田村 兼光君） 日程第36、議案第38号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第38号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第37. 議案第39号

○議長（田村 兼光君） 日程第37、議案第39号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 議案第39号ですが、この指定管理者の指定についてですが、この中で役員改正とかいうのは、1年に1回ぐらいとか、何年に1回とかいうように行われているのでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 会社法を適用しておりますので、取締役につきましては任期が2年、監査役につきましては4年という形で、そのときに任期がえというか、改めてそういう手続はとっております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号は、産業建設常任委員会に付託します。

ここでちょうど切りがつかしましたので、トイレ休憩をしたいと思います。再開は11時からとします。

午前10時48分休憩

.....
午前11時00分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第38. 議案第40号

日程第39. 議案第41号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第38、議案第40号及び日程第39、議案第41号の築上町教育委員会委員の任命については人事案件です。よって、日程第38及び日程第39を、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日、即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号及び議案第41号は、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第38、**議案第40号**築上町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町教育委員会委員の任命について、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思います。

議場の入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（田村 兼光君） ただいまの出席議員は15人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、1番、工藤政由議員、2番、小林和政議員を指名します。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は、不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） それでは、記入してください。記入しましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効票0票。有効投票のうち、同意が14票、不同意がゼロ。

したがって、議案第40号の築上町教育委員会委員に田中真理子氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

日程第39、議案第41号築上町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町教育委員会委員の任命について、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思います。

ただいまの出席議員は15人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、3番、宮下久雄議員、4番、西畑イツミ議員を指名します。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は、不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） それでは、記入してください。記入しましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数は14票、有効投票14票、無効票ゼロ。有効投票のうち、同意が14票、不同意が

ゼロ。

したがって、議案第41号の築上町教育委員会委員に中村ひろ子氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

議場の入り口をあけてください。

〔議場開鎖〕

○議長（田村 兼光君） 新たに教育委員会委員の任命に同意された中村ひろ子氏の紹介は、19日、本会議前に行いますので、当日は9時50分までに議場に御参集してください。

日程第40. 議案第42号

日程第41. 議案第43号

○議長（田村 兼光君） ここで追加案件です。

お諮りします。日程第40、議案第42号及び日程第41、議案第43号の工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更については契約案件です。よって、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号及び議案第43号は、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第40、**議案第42号**工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第42号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、平成26年11月14日付議案第87号をもって議決された築城飛行場関連再編関連特別事業（八津田放課後児童クラブ室建築工事）の工事請負費の締結に係る議決内容の一部を次のように改める。平成27年3月9日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第42号は、工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてでございます。

本案は、八津田放課後児童クラブ室の建築工事で、少し設計変更をさせていただいておるところでございます。上水道、下水道の接続部分が、当初より若干見込みが違っておったために、これによる増工ということで、特に下水については、もうちょっと深く掘って矢板を打たなきゃいかんと。それからあとは外構工事について、これも設計変更をさせていただいたところがございます。松山建設株式会社京築支店、消費税込みで5,724万円を5,911万2,720円に改

めるものでございます。

よろしく御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） この八津田放課後児童クラブで、外構工事のことについてですが、学童保育ですから、夜は遅くなったら暗くなるということがわかっているのに、なぜ最初からこの外灯を設置するように計画しなかったのか、そここのところの説明をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 福祉課の平塚でございます。よろしくお願いいたします。

外灯の追加2カ所でございますが、これは当初、設計の漏れということでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） いいですか。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 設計の漏れとかそんな基本的なことは、それはミスじゃないかと思うんですけど、わかり切っていることですので、これからは気をつけてほしいと思います。

○議長（田村 兼光君） いいですか。西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 今、設計の漏れとかありましたけれども、これ確認申請のときに向こうから注意されたということで、設計事務所関係は、確認申請まで出して、ある程度して施工状況に入って入札するんじゃないかなと思うんですが、確認申請でそういう不備があるような設計をするほうがおかしいし、それは設計事務所から減額するべきじゃないかなと思いますけど、いかがですか。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 当初は設計の段階のときに入れていなかったということで、どういふんですかね、減額はしない方向で増額ということです。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） あのですね、設計事務所さん、設計したということで委託してるわけですよね、全てを。そして工事は工事で委託してるわけなんですよ、全部お願いしますということで。だから、この後のにもありますけれども、学校の先生との協議の結果、フェンスを高くしてくれとか、地元要望でこういうことがありましたという、そういう変更だったらわかるんですよ。

これあくまでも設計をされて、その設計に基づいて施工するときに、設計の不備でこういうふうになっているということであれば、当然ながら、こっちは増額するんだから設計のほうは減額す

るって、これ当たり前のことだと私は思うんですよ。じゃあ、もう設計したから、はい、終わり、しゃんしゃんと、ああ、ミスってましたね、もうそれでもいいやというふうな流れが、この町の中での役場の中にあるというのであれば、それは仕方ないという話ですけれども、私はそういうふうに厳しく、設計すりゃいいと。そしてあとは施工は施工でやって、あと不備なところがあったら、どうせ追加が出るけん、いいよ、もう勝手にしときゃというふうな風潮がよろしくないんじゃないかなと私は思ってるんですが、その辺はいかがですかね。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 福祉課の平塚でございます。当初、6時半までこの学童保育ありますので、冬場に、夏場は明るいんでありますけど冬場にそういうふうに暗くなるということで増高したというようなことでございます。以後、気をつけたいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） いいですか。吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 今、議員さんから指摘がありましたように、初歩的なミスだと思いますんで、こういった仕事を受けたときに、後でこういうふうに、そのの漏れだったとか言われるような仕事しかしないような業者を、今後、選択段階で考えたらいいと思いますし、今回のこの件について、これは指名委員長なり町長なりにお伺いしたいんですが、この業者については、私はペナルティを科せるべきだと、こういうふうに思うんですが、また「はい、科せます」と、3カ月間の指名を回避するとかよくありますけど、仕事がないときに回避されても、どんどん仕事が出るときに回避をしないと余り意味がないと思います。だから、施工業者の場合もミスがあったらそういうふうにして、指名停止なんか受けて、もう指名停止終わったんかなっちゅうごとある。仕事、今から出るとき、時期になったらどんどん指名に入るき、おかしいなと思って聞いたら、もう指名停止はこの期間でしたって、仕事のない時期に指名停止しても業者は全然こたえないと思う。少なくともやっぱりこういったことが議場で論議されるような、初歩的なミスをするような会社については、やっぱり検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 指名委員会の委員長として、今ちょっと所管課の課長からよく詳しく聞いて、どういうことをすればいいのかというのは検討したいと思います。

そういうことであれば、やはりこれはもう工事委託、設計ですかね、そういった契約も含めて、これから厳しく当たりたいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）塩田委員。

○議員（11番 塩田 文男君） 先ほどから外灯の話になってるんですが、基本的に外灯を2カ

所、今課長のほうから6時半までの業務ということで、大体7時、スタッフを入れても7時過ぎになると思うんですけども、以前——以前でなくて、結果、児童館のほうで以前、外灯代がもったいないからということをつけてなかった時期があるんです。特にあそこは近隣、全く真っ暗ですから、非常に、指摘したところつけるようになったんですが、どのような外灯をつけるんですか。暗くなって、朝明るくなったら消える外灯ですか。それとも消して帰るような外灯を想定してる。電気代がもったいないからと、今子供の施設で外灯が必要と西畑議員も言われましたけど、そういうどのような気持ちでどのような外灯をつける気持ちでしたのか、その辺の考えを教えてください。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 自動かどうかというのは、ちょっと私も聞いておりませんが、時期的に6時半までということでありますので、夏場は明るいわけで、必要のない場合はつけないようなことにしておっております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） だから、そういうところははっきりしたほうがいいですよ。無駄な、6時半、7時ぐらいから人がいないような施設の外灯が必要な場所なのか。だから、どういう施設の中で消して帰る外灯なのか。それぐらい設計上、どんな外灯にしますかの打ち合わせも考えず、ミスで外灯がついてませんでしたとかいう話は通らないと思うんです。業者もやっぱりそれなりの打ち合わせがあったと思うんです。どのような外灯が必要ですかと。24時間おるような施設ならいざ知らず、夕方には終わる時間、冬場は特に数時間で使用がもう要らなくなるような状況の中で、どんな外灯をつけるんだというぐらいのことは、なぜその設計会社と打ち合わせをしないのか、この追加の分で、それぐらい調べていただきたい。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 済みません。ちょっとその分については聞いておりませんので、わかりません。

○議長（田村 兼光君） もうほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第42号について採決を行います。議案第42号は、原案のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

日程第41、議案第43号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、議案提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第43号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、平成26年11月14日付議案第88号をもって議決された築城飛行場関連再編関連特別事業（下城井放課後児童クラブ室建築工事）の工事請負契約の締結に係る議決内容の一部を次のように改める。平成27年3月9日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第43号も、同じく工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてでございます。

これも前議案と一緒に、下城井放課後児童クラブの建築工事でございますけれども、本工事は、消費税込みで7,214万4,000円、これを大洋建設株式会社が一般競争入札で落札しております。そして、臨時議会で26年の11月14日に議決がされておるところでございますが、本工事も基本的には機械設備工事費について、ガス給湯器からエコキュートへの設備変更による増、それから薬剤、薬（チュウ）設備追加による増ということで、井戸水を使用しているために安全上、薬剤をする必要がわかったということで追加させていただきます。

それとあとはやっぱり地盤改良、それから外構工事ということで、フェンス、それから先ほど申したように場内外灯分の追加等々の工事でございます。

そういう形の中で、基本的には7,214万4,000円を7,468万3,080円に改めるものでございます。

御採択をよろしくお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 前と同じですが、42号議案と同じですが、基本設計を委員会なりに示して説明していただければ、もっと早くこういうところがわかったと思うんですよ。外構工事についてはですね。だから、前にも、42号議案でも述べましたが、本当にこの基本的なミスだと思いますので、町長あたりはもう少し厳重に業者に注意していただきたいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 2つ聞きたいと思います。

まず1点は、エコキュートにかえたときに、これの保証が普通一般だったら1年とかいうので、1年じゃ井戸水を入れようと何を入れようと壊れないんですよ。それでメーカーさんが原水を送って使用可能となったというふうに書いておりますので、それなりの年月の保証がいただけるのかというのが1点。

それと太陽光発電を10キロワット以内にしたというところで、今蓄電設備をすることが非常に多くなっているんですが、その辺の検討は全然されなかったのかどうかというのを。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 福祉課の平塚でございます。ただいまの保証については、ちょっと聞いておりませんのでお答えができません、済みません。それと充電設備については、これを入れるとまた経費が上がりますので、そこら辺は協議しておりません。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 1番のエコキュートのところでお尋ねしたいんですが、うちの町は結構井戸水を使っている家庭、まだ地域にたくさんあって、これ一番にこれだけ何行も書いてますけども、こう見たら、最近井戸水でできるエコキュートが生まれたようなことを書いてますが、これ当たり前のように以前からありました。こういったのが今ごろになって出てくる、これ一番は本当に恥ずかしい内容なんですけど、これはやっぱり町長にお尋ねしたいんですが、やっぱり業者、真剣にやってもらっているのかと疑いたくなる場所もあるんですが、もちろん八津田のほうはエコキュートになってるでしょう。そのカタログ見ても、井戸用っち出てくるんですよ。もう当たり前の話を当たり前のように平気で出してくる、こういうスタイルについて、ちょっとおかしいと思ってるんだけど、町長、その辺どうですか、これ。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 私も直接、この設計に携わって、協議の中に入ったわけでもないし、課長のほうからちょっとそういう形で、おかしいのであれば、これはまた課長を通じて、おかしいぞということで議員からも指摘があったということで、私も業者のほうには指導したいと思っております。

○議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございませんか。武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） すいません。外灯のことでお聞きしたいと思います。先ほどの八津田の分に関しては、細かい設計の、字が小っちゃいんですけど、タイマーがどうもついていないような感じがしています。今度の下城井のほうは、そのタイマーがついていないような外灯にな

っている。たった外灯って言われたらそれまでかもしれませんが、町としてタイマーをつけるかつけないか、その電気代を節約するのかしないのか、帰るときに電源を切って帰るのか帰らないのかとかですね、同じ放課後クラブでその対応が違う、その考え方が違うというのが、どうも何かちょっと腑に落ちないというか、そのその一貫した考え方、体制、時期が違えば、これは当然そのときの考え方もあるんでしょうけど、同じときに同じようにつくるこの施設で、その考え方がちょっと違うというのはどうなのかなというふうに思うんですが、実際、これタイマーとかタイマーじゃないというのは統一をされているのかされていないのかも含めてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 福祉課の平塚でございます。外灯については、私も設置をするというようなことで聞いておりますので、実際タイマーであるのか手動なのかちゅうことは、ちょっと聞いておりませんので、はっきりわかりません。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） どちらがということでもないです。ただ先ほどの電気代の節約とか、危険な部分に関して、その危険回避のための外灯ということであれば、どういうふうな外灯をつけて、どういうふうに対処するのかという部分を、やはり基本的に考えないといけない。費用的に高いとか安いとかいう問題やなくて、リスクを抱える部分というのは、この外灯の大切な防犯上の問題になってくるんだらうと思うんです。それを設置するということになれば、町として、こういうふうな外灯をつけるんだという部分をしないと、例えばタイマーであれば、夜中まで地域の環境等を踏まえて、明かりはあったほうがいいたらうとか、いやもう、ここは早く消したほうがいいたらうとかいう部分はやっぱりあるんだらうと思うんです。だから、その考え方をしっかりした中での防犯という部分で、その地域の中である施設をいかに活用するかという部分も踏まえて検討した上で、この外灯というものは検討するべきではなかったのかなと。ただ結果的にはわからないということであれば、その部分をやはりしっかりもう一回確認をしていただいて、その中で現状、今この補正というか、契約変更の中の範囲内の中で対応はできるんではないかなというように思いますんで、その部分も踏まえて検討して対処していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（12番 工藤 久司君） ちょっと何点か、即決ということなので質問させていただいたんですが。前議案もあります。総額2つの児童放課後クラブ室で1億3,000万という高額な工事費が係っております。なおかつ、2件とも増額ということで補正が上がっておりますが、

まずこの43号議案に関してですが、学校境界フェンスの変更、学校長との協議と書いております。誰がその協議をして、どういう内容で1メートルから1メートル80に上げたのかと、この工事費が上がった議会の委員会で所管外で質問させてもらったんですが、先ほども言ったように、子供たちも減る、小中一貫云々とかってということが議論されている中でこういうものを建てるのはいかなものかということをおっしゃっていただきましたし、なおかつこういう増額という形で上がってくると、坪単価が当時100万を超えてたという説明があったと思うんですね。どんどんどんどん上がる一方ですね。で、協議の内容は、担当課から町長、副町長も内容を、今の答弁からいくと余り聞いてないような答弁ですね。どうして増額になったのか、その原因どうなのか。こう何点かの説明が今資料であります、それに関しても余り内容を聞いてないような答弁なんですね。ですから、むやみに増額はしてないと思いますけど、内容はきちっと協議の内容とかそういうのをしないと、今みたいに皆さんから質問が出て、即決なんで皆さん質問すると思うんですね。ですけど、まあ、すいません、最初の学校長とどういう協議をしてこうなったのかの回答をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） フェンスにつきましては、校長との協議ということで、協議内容については、実際ちょっと聞いておりませんのでわかりません。協議相手は、校長と協議により、フェンスの高さを1メートルから1メートル80まで上げたということでございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（12番 工藤 久司君） 担当課は余り内容を把握してない。予算を執行する町長も内容がわかってないということですね。これ建てるに当たっても、いろいろ言ったんで今さら言う必要もないし、どうせ建てるならいいものと思うんですが、増額の予算が上がっている中で、担当課も執行する町長たちもわからんという説明で、議会はこれ予算を認めていいものなのかというところなんですね。当然、こういうことだからこういう協議をして、こういうところに、先ほどいろんな議員さんから設計に関してのミスじゃないかという指摘もあったように、こういうところでこういう増額をしたいからということの話し合いがないで予算というのは出すものなんじゃないでしょうか。町長、どうですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、決裁文書で回ってきておりますが、そのときは私は見て判を押しますよね。そしてそれをいちいちどういう形かというものは詳細はやっぱり記憶にないのは当たり前でございまして、そこを見た時点で、これはなるほどということで、例えば学校長の今の協議では、塀が1メートルのフェンスと、これを1.8メートルにすると、これはいいじゃないかという判断で、私は、そういう形でやっぱり起案が回ってきたときには中を目を通して、

ああ、妥当だなということで、まあ判は押しておるところでございます。そういうことで決定しておるし、あと事後、詳細にという説明をこの場で求められても、これはやっぱ課長も一緒だろうと思います、実際ですね。そういう形の中で、何がどういう形でという形になれば、妥当だなという考え方で許可を、私も決裁をしておるという状況でございますんで、そここのところは理解していただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（12番 工藤 久司君） 最後ですので、本当、この学校長との協議というのは本当、違和感があって、当時教育長にも言いましたよね。これ建てる前に空き教室の件とか検討したのかと言ったら、校長がノーと言ったというようなことを言いましたよね。それなのにですよ、校長と協議して、こういう予算が上がるなんていうのは、本当、こう納得できないですね。空き教室の利用はどうですかという質問の中で、そういう答弁を町長なり副町長、したと思いますが、記憶あります。でもこういうことが、学校側から協議してあれば、予算を認めるというのは何かすごく違和感がありますね。

今町長が言ったように、どういう質問が飛んでくるのかということで、詳細は覚えてないということですが、皆さんどの議員さんもどうなのってところで、少しこの案件に関しては両方とも違和感があるんじゃないかなと思うんですね。納得する説明を本来ならしていただきたいと思います。ただ、即決ということなので、反対か賛成かということで、当然建ってるものですから反対という形ではなかなか難しいと思いますが、もう一度この内容に関しての説明を、各議員さんぐらいに提出していただきたいなと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 先ほどの議案と今度の案件ですがね、増額をしてるということで指摘も受けてましたけれども、外灯の件については、これはまずは受けた設計業者さんは別なのか1社なのか、課長、どっちなんですかね。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 福祉課の平塚でございます。八津田のほうは杉設計で、下城井はアスクでございます。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） それだったら受けた業者が違うから、話が出たとき2回せないかんということですよ、本当は。こういった不備がないようにするためには、一緒の業者だったら、もう2カ所とも、こうです、ああですよのすり合わせができたと思うんですけど、今回は2社であるということが原因だと思いますけれども。

それにしても、福祉だけやなくして建設課も、今後やっぱりそういった追加の工事が出たりすると思うんですけど、そういったときはなるべく最初から追加が出ないような設計をします。そして、入札残があれば、この部分をしようかなという形で追加で出す分についてはよくあることだと思いますけれども、これは最初から、もう決まっていたことに予算を追加いたしているような形をとる、そういうふうに見えますんで、今後はこういったことは、やっぱり設計業者が決まったときに、誰が協議したのかと聞かれる前に、担当課がしっかり協議しながら、一番よりよいものを建設していただくという形を取り組んでいただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） いいですか。（「今後、そういう協議をちゃんとしてくださいよというのを含め、するかせんか答えてください」と呼ぶ者あり）はい、八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） この変更契約の内容については、吟味ということはちょっと余りしてなかったんですけど、私も1月に入ってから2回ほど、この現場、八津田小学校、下城井小学校は、現場には時間があれば行っておりますし、やはり八津田小学校につきましては、もうグラウンドのすぐ横ですので、1メートルの高さであれば、子供がボンと児童クラブより飛び越える。これ下城井小学校に行けば、プールが27年度につくる予定にしておりますけど、やはり1メートルのフェンスでしたら、もう子供が飛び越えて、こっち側に入るということで1メートル80にしたんじゃなかろうかなと思ってます。

外灯につきましては、普通、表の玄関灯でいいかと思えますけど、やはり両学校とも横の道から入ってという形になるので外灯が要するという形になる。要るんじゃなかろうかなというところで変更になったんじゃなかろうかなと思っております。

そういうことで、これから変更契約があれば、私は現場だけじゃなくて、もう少し担当係長から詳細に聞いて、今後こういうことのないようにしたいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） では、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第43号について、採決を行います。議案第43号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は、原案のとおり可決され

ました。

日程第42. 発議第1号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第42、発議第1号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第42、発議第1号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。木部事務局長。

○事務局長（木部 英明君） 発議第1号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成27年3月9日、提出者、築上町議会議員信田博見、賛成者、築上町議会議員中島英夫、賛成者、築上町議会議員塩田文男、築上町議会議長田村兼光様。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（15番 信田 博見君） 発議第1号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由でございます。

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条、長及び委員長等の出席義務が改正されたことから、築上町議会委員会条例の一部を改正するものがあります。

なお、附則第2条第1項で、経過措置として、現教育長の任期中は改正前の規定を適用することとしております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、発議第1号について、採決を行います。発議第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第43. 発議第2号

○議長（田村 兼光君） 日程第43、発議第2号温故知新・中津街道保存整備に関する決議（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。木部事務局長。

○事務局長（木部 英明君） 発議第2号温故知新・中津街道保存整備に関する決議（案）について、表記の条例案を別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成27年3月9日、提出者、築上町議会議員塩田文男、賛成者、築上町議会議員信田博見、賛成者、築上町議会議員中島英夫、築上町議会議長田村兼光様。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 発議第2号温故知新・中津街道保存整備に関する決議（案）について提出しています。少し長いんですが、朗読させていただきたいと思います。

小倉は江戸時代から九州の喉元と言われ、交通要衝の地であり、門司往還、中津街道、秋月街道、長崎街道、唐津街道と5つの街道が放射線に出ていました。

中津街道は、豊前の国を南北に貫き、小倉城下の常盤橋を起点に、中津口、宇佐町を経て、足立山の麓を抜け、湯川、曾根、苅田、行橋、築城、椎田、松江、八屋、宇島、吉富から中津城下に至る13里（52キロ）の道であり、宇佐神宮までは勅使街道とも呼ばれています。江戸時代に中津往来とも呼ばれ、明治期に国道となり、昭和8年の大改修で国道3号線となり、戦後、国道10号線と改称、平成に入ると、有料の椎田バイパスが開通、現在では、東九州自動車道が開通し、京築地域の道路交通事情が大きく変わってまいりました。

そこで、築上町の原点に戻ってみますと、私たちの郷土には、先人の残した、まだ余り知られていないすばらしい歴史文化遺産がたくさん眠っています。他の地域の街道では、街道名を入れた物産や、さまざまなイベントがとり行われていますが、中津街道は名前さえも余り知られていないのが現状です。

築上町を通る中津街道は、当時の町並みはほとんど残っていませんが、街道のルートは非常によく残っています。この街道には、今も江戸から昭和初期にかけて、標柱や道標、水準点が残りに

また街道沿いには、何があったということを現地に表示して形に残すことで、築上町の魅力を掘り起し、子供から大人までが古い歴史の道を再認識し、町外から隠れた観光スポットになることと考えます。

同時に、中津街道と一部並行して延び、今もそのおもかげを残す、築城、別府、弓師から石坂峠、油須原を経由すると秋月街道も同時に保存整備を行うことが不可欠であります。中津街道は、国道10号線と日豊線を交差しながら曲がりくねって走っています。この街道は、沿線自治体の中で築上町が魅力ある景観が一番整っている街道であります。

よって、築上町議会として、中津街道保存整備に向けた取り組みを、築上町が最初に推進することをここに表明します。

以上、決議する。

以上です。皆さん、御理解の上、御審議をしていただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第2号は、産業建設常任委員会に付託します。

これで議案質疑及び委員会付託を終了します。

なお、議案に対する資料要求があれば、事務局に所定の様式で申し出てください。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。これで散会します。御苦労さ
んでした。

午前11時50分散会
